

したと思つてゐるとの答弁でありました。

また、四ついたしましたの答弁につきましては、委員数については、七人と設定したと。また、委員報酬は今回の補正に計上しており、月額六十円で、議員からの委員は、その二分の一の額である。諮問の時期は、本条例が議決公布後、なるべく速やかに諮問したいと思つた。なお、条例改正が必要となったときは、三月定例会に条例改正をする手続も取らせていただくと。また、表彰条例の見直しを終了したら、この審議会そのものが、目的を達することに努めてあるから、この条例をそのまま残しておく必要はないわけであつて、適当な時期に廃止条例を提案する考へ方を持つてゐると。また、市の職員という表現方法についてであるけれども、従来よりこの表現は使つており、特別職とか、一般職とか、明確に区分する必要のあるときは、もちろんその必要があるかと思つてゐる。この問題については、今後判定時に、留意して条文の作成に当たつたいと思つた。この答弁がなされました。

なお、その他の意見といたしまして、審議会は議長が一人出るのみ、構成委員は八名か、九名ではないか、といったような意見、あるいはまたこの審議会の学識経験者の委員は、職業的な労働団体であるとか、あるいは経済団体であるとか、そういったところから選ぶとよいのではないかと、これは要望でありました。そういったようなこと等々がありまして、採決に当たりましては、全員一致にて可決した次第でございます。

よろしく御審議を賜ひまして、当委員会報告書とあり、御決定くださいますようお願いを申し上げます。御報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長報告の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第七十七号については、本委員会

報告のとり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、委員会審査報告のとり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第五 議案第七十八号 福生市財政調整基金条例と議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君 登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、議案第七十八号につきまして、委員会における審査概要を報告させていただきます。

なお、お手元におきます審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本案審査の冒頭、担当部長より内容説明がございま

した後、直ちに質疑に入っておりますが、一といたしましては、基金一
というものに対する理事者側の認識の確認であります。すなわち、
基金というものは、そう簡単に取崩さなものであるという本来的な
性格を有しておるのだから、六条の一の「経済事情の著しい変動等
により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋める
ための財源に充てるとするものは、いさか解釈が広義的過るの下
はなか。また、「変動等の等を入れる」とその解釈はともかく
であるのではないかと。また、五条で「市長は財政上必要があると認め
たときは、確定な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、この
基金に属する現金を歳計現金に振りかえて運用することとする」
の中で、収入役は本会議中に、「三、四ヶ月の定期等では有利に運用
する。場合によっては、外部から借り入れをしないで、この基金を運用す
る方がメリットがある」といったような発言があったわけであるけれども、
三、四ヶ月などと言わないで、年度末まで預けるといったような考え方は
持たないのかと。それの方が、利率は当然、長期になるのだから、

メリットもあるのではないかと。そしてまた、必要とあらば、短期その他の金融機関から借り入れると。短期ならば、これは低金利であるから、おそれにしても、何はともあれ、もっと拘束性を持たせると。たとえば、義務的経費の不足にだけ使うといったような、そういったような考え方は持たないかと。また第六条第四号は義務的経費なのか、といった質問がなされました。

これに對しまして、一般歳計現金に不足を生じた場合には、一時借り入れを起せば、この基金からの運用をするとはなけれども、やはり基金運用の方が、利率の問題ではメリットが大きいと。と同時にまた、五条は処分ではなくして繰替運用であると。また、第六条の四号は義務的経費と言えらる。たとえば、学校や体育館等を改築する場合に、まだ起債が残っているわけで、その残りを繰り上げて償還する場合等が義務的経費に該当するのでありますから。また、六の一の「変動等」の「等」というものがあるけれども、これはこれも答弁でありますから人口の過疎地における変動

等もありますから、そういう所で、税金そのものが落ちるというところも考へたように説明ではなされてあり、それを受けて「等」を入れたわけでありまして、あなから経済——これは経済という何々の等とあるわけですが——だけのものではないとの答弁がありました。

また、この質問といたしましては、何と申しますか、法に照らした上で、当市がこの基金条例成立をするかどうかの確認と申しますか、そういうようなことについての質問でございまして、まず第一といたしましては、地方公共団体は、当該年度における地方交付税の額と、その算定に用いられる基本財政収入額との合算額が、当該交付税の算定に用いられた財政需要額を著しく超えることとなるとき、と書いてあるけれども、当市は、財政収入額が著しく超えたのかどうか。であるから、この基金をつくり得たのかどうか、という質問であります。

二つ目といたしましては、地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上、剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額が、これを剰余金を生じた翌々年

度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の財源に充てなければならぬ、というけれども、こちらの方で、この基金というものを構成したのかどうかと、こういう質問であります。

そしてまた、さらに付け加えるには、地方財政法の四条の四でありますけれども、その際の基金を使用する対象として、緊急を実施することが必要となった大規模な土木、その他の建築事業の経費となっておるけれども、この福生市の方の六条の三の方、つまり六条の三には、その文面が見当たらない、等々で、これはどういふことなのか、こういうふうな質問でありました。

これに對しましての答弁といたしまして、当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額が、需要額を超えた場合も該当するわけであつて、たまたま当市では、譲渡所得が増加したわけであるので、このオンした分が一般財源にもオンするわけであるので、かような解釈から、この基金条例は可能であると言えらると思つます、といったような答弁がござつた。

また、次の質問の、大規模土木云々の件でありますけれども、当市は、都市整備基金があり、そのようなどきには、これを使わせていただくことになつておりますので、六条の三にその字句を入れることになるかと。また、主として、要するに、この基金は、建設関係ではなくして、事務的な経費に伴う処分として成文したものである、との答弁がなされたわけでありませう。

また、六条の一、六条の三についての解釈についての質問に對しましては、六条の一、六条の三というものは、一は、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合に於いて、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、というやつですし、三は、緊急に実施することが必要となつた事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき、この二でありますけれども、この一の方であります。が、制度が変わらぬのに変動があつたような場合、たとえば、地方交付税の配分が、これは昨年に比べて一億四千万減つてしまつたとか、あ

る。はまた、国税三税の三二%は変わらないといはしても、その元となる額が変動してしまったために、必然的に交付税が少なくなったといふような場合、あるいはまた先ほどの、この六条の第三号であり、またか、今回のように、老人保健法の改正等があり、市町村は、これだけ持つて、この場合に、財源と財政調整基金から出すとか、あるいは、法令や、国・都の補助金制度の要綱を変えらるゝといふような場合であるとか、このことでありました。

また、この基金を、今後、税収の落ち込み等々で、交付税が少いとか変動するのではなかと、いうことから、それに対処したといふ考え方があるのかどうかと。または、年度最終において、簡単に流用ができるような仕組みをつくるのかどうか。あるいはまた、たとえば一億回ぐらゐ、交付税が入てこないような場合には、議会は招集できないやうなときには、専決処分として逃げるやうな、さういふふうな気がするんだけど、けれども、その辺はどうかとか、いろいろ質問があったわけでありすが、基金は取り崩す際には、必ず、これは予算を通してやる人であること。

また、万やむを得ないような場合、緊急事態能力の場合には、専決処分もするでありましたけれども、しかしながら、それは全くの緊急事態能力であつて、その限りにおいては、議会を招集し、意見を聞くに上で措置するのとでありました。

また、財政調整基金としては、どのくらい積み立てるのか、との質問に對しましては、一般会計の三%くらい、すなわち三億四前後とのものであります。

なお、委員の中には、何をいふまじうかといふとであると。好況時にこのよりの基金をつくり、いまは逆にこの基金を使い時期である。何を勘違いしたか、いまさうつくると。それを、その金を積むと。本来使わなければならぬものを積むといふのは、このやうなことは賛成できない、といふたよりの意見もあつたわけがあります。

また、緊急やむを得ないような場合とか、あるいは義務的経費の、どうしても必要といふ場合以外に、できるだけ取り崩さないと要望して賛成をします。あるいはまた、つくなければ最後までつくすについて

ほしかた。なんでもつくるか疑問があると。つくりたいと言ひのならば、それもよいけれども、運営については、くれぐれもよく考えてやってもいい、といふ、そういう意見。あるいは、私は大賛成であると。私は機会あることにその必要性を述べたわけであるが、今回提案されて大賛成である。先ほど予算の三〇から積み立てるといふことであつたけれども、これは個人的な意見としてであるけれども、市税の半分ぐらゐの額を、持てもいいんじゃないかと、など、いろいろ意見があり、けんけんかくの末であります。採決に当たりましては、起立採決により採決と決定したわけでありす。

事の次第は、賛成者多数により原案とあり可決すべしものと決定した次第でありまして、よろしく御審議を賜ひまして、当委員会報告書とあり御決定くださいますようお願いを申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については、会議規則第五十二条の規定に従ひ、最初に反対者から発言を願ひます。十二番 松山清君。

（十二番 松山清君 登壇）

○十二番（松山清君） 議案第七十八号 福生市財政基金条例について、反対討論を行います。

当基金の目的から見ても、当市におきましては、すでに財調基金の目的を付したと理事長自身も認めてきた都市施設整備基金の条例がすでに制定され、その目的に沿つて、これまで九年間運用してきてあります。そして、この都市施設整備基金も、すでに五十六年度末に十六億六千五百七十四円と、莫大な金額になつております。

現在求められてゐるのは、この莫大な基金を市民のためにどう生か

すか、どのように使用するのか。この不況が進行する中で、この基金をどう活用していくのかであります。いまさら財調基金をつくり、その上、さらに多額の積み立てをするなどという事は、市民にとって何のプラスにもなりません。むしろ、従来の傾向であり、ますます福祉に金を出さず、年度末に基金に積み立てる方向、これに一層の拍車がかかる恐れが十分にあります。

このような点から見まして、私は、この財政調整基金条例に、簡単でありますけれども、反対をするものであります。

○議長（末次性男君） 次に賛成者、十七番 田村市郎君。

（十七番 田村市郎君 登壇）

○十七番（田村市郎君） 議案第七十八号 福生市財政調整基金条例制定に、賛成をいたしますものであります。

本条例は、本会議におきても、理事者提案説明、並びに質疑応答がございまして、都下二十六市中、二十四市はもうすでに制定されておるもので、ただいまも総務委員会で、委員長の本委員会の報告

のとおり、条文等では、いろいろな質疑応答がなされました。しかしながら、報告とおり、本委員会としては賛成多数で可決いたしましたものであります。当市が、本条例制定には、どちらかと言うと遅きに失しているのではないかと考えるものであります。

御承知のとおり、現今の国の予算、あるいは地方の自治の予算等も、はなはだ厳しい時代であります。この時代が必ず今後も続くで、あるという事は、議員各位におきても、いしと感ずるものではないかと思っております。このようなときに当たりまして、今後の市の財政、効率的執行、健全なる将来の市の運営のためには、時を得たる条例制定であると考えまして、賢明なる議員各位にお願いいたします。御判断を申し上げ、賛成の討論をいたします次第であります。

よろしく御支持のほどお願いします。賛成討論といたします。（拍手）

○議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。（拍手）
これより、本案について、起立により採決いたします。
お諮りいたします。

に上り議題となりております。議案第七十八号については、委員会報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって、議案第七十八号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第六 議案第八十号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務委員長 石川慶一郎君 登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、議案第八十号の総務委員会所管分としまして、委員会におきます審査概要を報告させていただきます。

なお、お手元にご覧いただきます審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本案審査に先立ち、担当課長より内容説明を受けました後に、審査に入りました。

一としまして、本年度はあと何ヶ月くらいあるのか。市税の最終見込みはどのくらい伸びるを見ておられるのか。また、市民税中の普通徴収、特別徴収のパーセンテージを伺いたい。退職手当特別負担準備基金は、どのくらい積んでおけば安心できるのか。また、その残りはどのくらいあるのか。といったような質問に対しては、市税全体では、十二月補正で約四億六千万円、これに今後の伸びが千五百万円前後あると思いと、また、普通徴収率は四九・一%、特別徴収が五〇・二%であると。また、退職手当特別負担準備基金は、五千万元左右、準備しておれば大丈夫であろうと。現在、残りは三千六百二十六万八千円となるとの答弁でありました。

次の質問として、市民は重税感であるといふと。基地交付金は

前年並、この辺、理事者はどの程度、一体かんはってあるのか、その質問に對しましては、基地交付金については、国の法律で、国の予算が頭打ちとなつてゐるので、それを資産の伸びで、全国の基地で分けるという制度なので、その中の横田基地分は、福生市以外、市町が五つもあつて、ソコから、福生だけが余分にちやうだいするわけにもゆかず、いずれにしても、強い姿勢で国に訴えていくとのことでありました。

次に、また、交通安全対策特別交付金は、昨年度最終予算より一九・六%の増であるが、事故件数をつかんでゐるのか、という点に對しまして、あるいはまた、市営住宅使用料が百八十二万もふえてゐるけれども、基準より相当オーバーしてゐる者があると思うが、どの程度、オーバーしてゐる者があるか。あるいは最高はどの程度か。あるいは、借地返還収入は、坪五十七万一千円とのことであるが、借地権の権利割合の考へ方について、といったような質問がございました。

事故件数は、五十五年が二百三十一件、五十六年が百七十四件。ただ、交通反則はスピード違反が多かつたりではなかつたか、といったようなことが答

弁。また、市営住宅の件であるけれども、付加使用料は、二割と四割とがあり、二割の人が五名、四割の人が四、二名と。最高所得者は、夫婦二人の合計収入で一千四百八十万円で、募集時からずっと入居してあり、木造住宅に住んでゐる人である。また、権利金割合については、従来から、市は借地に対しては権利金を支払つた経緯がなく、地主の好意によつて借りてゐたといったようなパターンであるので、市が権利割合を主張するのは納得がいかないという声が強いつつ。ちなみに三割五分といった例が過去にあるけれども、最近では三割という形で行つてゐるとの答弁でありました。

また、市町村スポーツレクリエーション施設建築補助金について、あるいは、コミニティー事業助成金についての質問に對しまして、スポーツレクリエーション施設建設費は、都に要綱があり、体育施設について、用地費ではなく、建設費に對してつけていたたくものであつて、当市としては、野球場のスタンド、そしてまた、武蔵野台のテニスコートの照明灯の設置工事を申請したところ、つけていたのだと。しかレ

なから、スポーツ施設と言っても、一千円以下のものでは補助対象にはならない。さらに、国の補助金とか特定財源等があるものは、その事業費のかかった費用から除いて、残りに対していただく、あるいはまた、起債等が充たされた場合、起債等を優先していただく、その残りに対していただくというものである。

また、コミュニティ事業助成金ではあるけれども、都の文化局が窓口となつてゐるものであつて、全国的な規模で財団法人の自治総合センターがあり、宝くじの売り上げを還付するというものでござつてゐるものである。これは、地域住民のコミュニティに使へるものであるが、いまだにけることであつてゐます。全国的にかなり要望があり、申請しても受け入れられない場合もあるけれども、当市では、六月中旬に申請したものが二百万円ほどいただいた。毎年連続していただくのはむしろいいけれども、これからもずっと申請していただくつもりであると。

なお、財政基金条例について反対してゐるので、今補正で五千円分の積み立てとして、早速実行に移すという事は、まことに不適

切と思ひ、また、確定した財源のうち、一千四百二十七万円が予備費という形で、多くは財源留保という内容の予算である。そういう点から見て、反対の意を表明するとの委員もあつて、採決に当たりましては、起立により採決をいたしました結果、賛成者多数によりまして、原案どおり可決すべしものと決定した次第であります。よろしく御審議を賜ひまして、委員会報告書どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。御報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君）次に、建設委員長 高水惣八君 登壇。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君）御指名がござりましたので、議案第八十号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照。

当委員会に付託された部分は、建設部関係の住宅費を除く、土木費、経済関係の、統務費中の統計調査費、農林水